

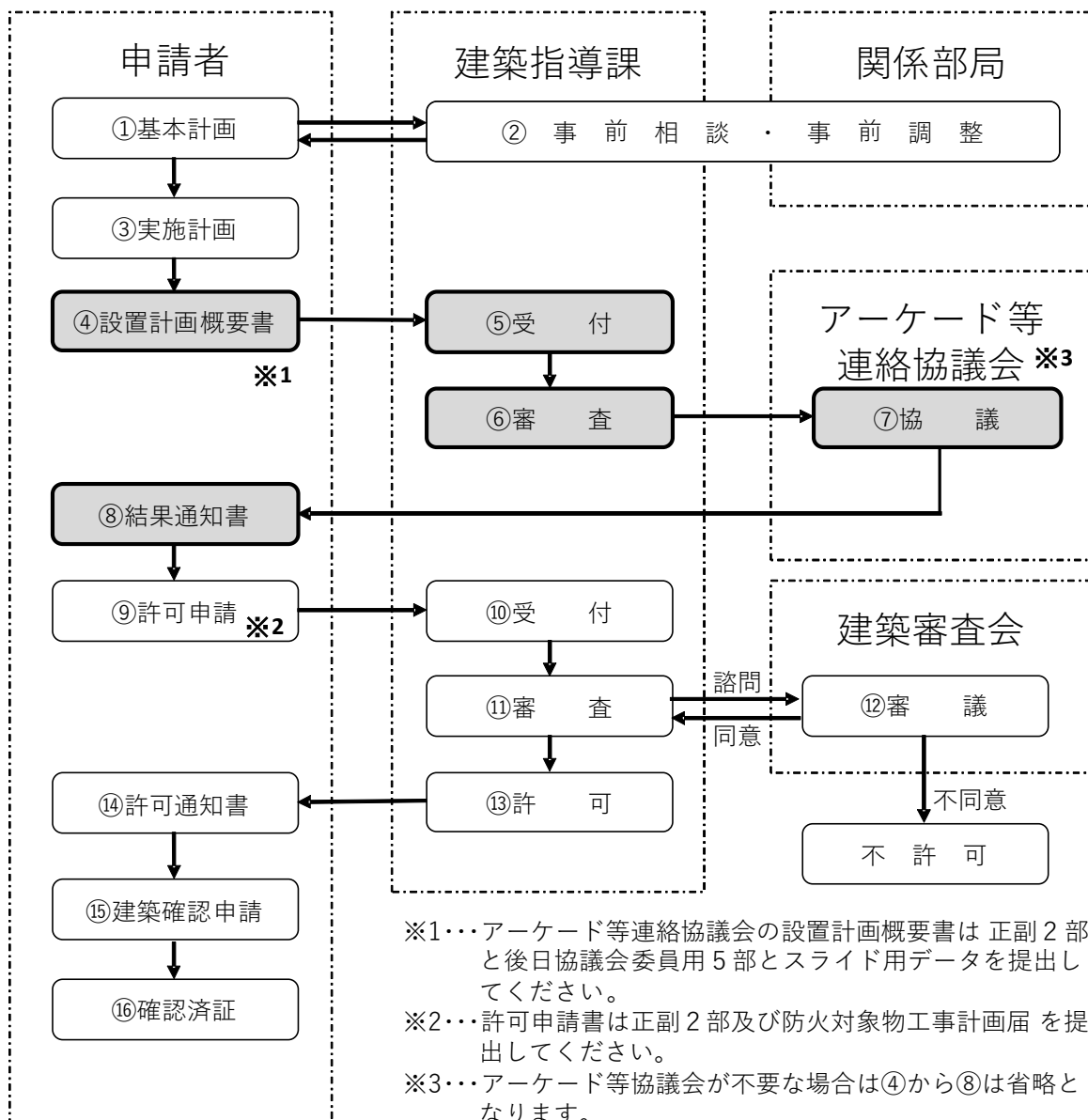
建築基準法第44条第1項による道路内建築制限緩和の許可

一宮市建築部建築指導課

道路内建築制限緩和の許可について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という）第44条により、道路内に建築物（地盤面下に設ける建築物を除く）や擁壁を建築・築造することはできませんが、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの（法第44条第1項第二号）や、公共用歩廊その他政令で定める建築物で安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められるもの（法第44条第1項第四号）については、建築審査会の同意を得た上で許可を受けることで建築が可能となる場合があります。

1 手続きフロー



② 事前相談・事前調整

法第44条第1項第二号および第四号に掲げる許可（以下「道路内建築許可」という）の適用について、建築場所、用途、図面等とともに窓口までご相談ください。

④ 設置計画概要書（※④～⑧は、法第44条第1項第四号のアーケード、上空通路の場合のみ。）

道路内建築許可にあたり、建築審査会の前にアーケード等連絡協議会による協議が必要です。そのため、各部局との調整を行い、下記の必要書類を正副2部提出してください。

○必要書類

・アーケード設置計画概要書 又は道路上空通路設置計画概要書	
・アーケード設置理由書、又は道路上空通路設置理由書	
・建築概要、面積概要	
・パース	
・案内図	縮尺は 1/2,500 程度
・関係各課等との事前調整結果報告書	
・工程表	各種法手続きから竣工までの工程を提出してください。
・配置図	
・各階平面図	通路で繋がれる建物、屋根平面図共
・立面図	2面以上を記載
・断面図	道路上空通路、2面以上を記載
・構造詳細図	道路上空通路の構造図としてください。
・基礎伏図 基礎詳細図	道路内に基礎を設ける場合に添付
・その他市長が必要と認めるもの	
※「アーケードの取り扱いについて」（昭和30年2月1日付国消発第72号、発住第5号、警察庁発備第2号）または、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第四号の規定に基づく運用について」（平成30年7月11日付国住指発第1201号、国住街第80号）にある事項についても、図面に明示してください。また、病院の建替えにあわせて道路上空通路を設ける場合は、病院の建替えについての監督官庁の認可が得られている旨の書面を添付してください。	

関係部局協議先

- ・愛知県一宮警察署交通課
- ・愛知県一宮建設事務所維持管理課 [県道に限る]
- ・総合政策部市民協働課 (本庁舎 9階)
- ・活力創造部産業振興課 (本庁舎 9階) [アーケードの場合に限る]
- ・建設部道水路管理課 (本庁舎 8階)
- ・建設部道路課 (本庁舎 8階)
- ・まちづくり部都市計画課 (本庁舎 8階)
- ・建築部建築指導課 (本庁舎 7階)

- 環境部環境保全課 (衛生処理場2階)
- 消防本部予防課
- 上下水道部給排水設備課 (本庁舎 10階)
- 中部電力
- NTT
- 東邦ガス

⑩ 許可申請

許可申請書は、建築基準法施行規則に定められた様式(第43号様式)に、下記の陳述書及び添付図書をA4版に折込んで添付し、正副および防火対象物工事計画届(消防法等施行細則第7号様式)の3部を提出してください。(防火対象物工事計画届には、正副と同じものを添付してください。)

※提出期限は、建築審査会の4週間前までになります。

※許可申請とあわせて、道路占用許可(道路法)および道路使用許可(道路交通法)の手続きもあわせて進めてください。

○必要書類

• 許可申請書	様式はホームページよりダウンロードしてください。
• 陳述書	申請趣旨を詳細に述べてください。(参考様式あり)
• 都市計画図	周辺の状況が読み取れるよう縮尺は1/10,000程度とし、申請地を 赤色で塗り潰し 、申請地と表示、目立たない場合はさらに○で囲んでください。
• 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物がわかるようにしてください。また、 申請地を赤枠 で囲み申請地と表示、周辺の用途地域を都市計画図にならって着色する。
• 公図の写し	最新の公図を添付してください。 申請地は赤線で表示してください。
• 配置図	方位、縮尺、敷地境界線、敷地寸法、申請建築物の位置、構造、階数、敷地に接する道路の位置、管理幅員、道路中心線、道路上空通路の位置を明記してください。なお、敷地境界線は赤線、申請建築物は青色塗りつぶしで明示してください。
• 各階平面図	図面の上を北とし、部屋の名称等は最小限の表示としてください。
• 立面図	許可対象物がわかる面を2面以上記載し、最高の高さ及び軒の高さを記入してください。
• 断面図	2面以上を記載してください。
• 委任状	
• その他市長が必要と認めるもの	

⑫ 建築審査会の同意

建築審査会では道路内建築許可案件を審議する際に、審査会用の資料とスライド用データが必要となります。建築審査会の開催日の2週間前までに、担当者の審査時の指摘・質疑の内容

を修正した図面（都市計画図、付近見取図、公図、配置図、各階平面立面断面図、規制を受ける場合は日影図）を5部、カラー刷り（A3横使い左綴じ）で提出してください。スライド用のデータはPDF形式とし、CD-R等で提出してください。

※建築審査会は毎月第2火曜日に開催（ただし、8月、1月は非開催）

2 手数料

許可申請手数料は、下記の通りとなります。

条 文		手数料
法44条第1項	第二号	33,000円
	第四号	160,000円

3 その他取扱基準

- ・アーケードの取扱いについて

（昭和30年2月1日付国消発第72号、発住第5号、警察庁発備第2号）

- ・道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第四号の規定に基づく運用について
（平成30年7月11日付国住指発第1201号、国住街第80号）

附則

令和2年2月28日作成

附則

令和4年4月改正

附則

令和5年4月改正